

福祉・介護事業所向け

介護助手 導入ガイドブック



社会福祉法人 広島県社会福祉協議会
広島県社会福祉人材育成センター

介護助手とは

福祉・介護事業所において、福祉・介護職員等の専門職をサポートする職種です。

居室の清掃や食事の配膳・下膳，ベッドメイキング，介護を必要としない福祉サービス利用者の外出の付き添い等，福祉・介護の周辺業務のお手伝いを担っていただきます。

福祉・介護事業所では，利用者の生活に深くかわるサービスを提供しており，専門的な資格や技能を必要としない仕事が周辺業務として付随しているため，福祉・介護職員の負担となっている場合があります。



食事の配膳・下膳



居室の清掃



ベッドメイキング



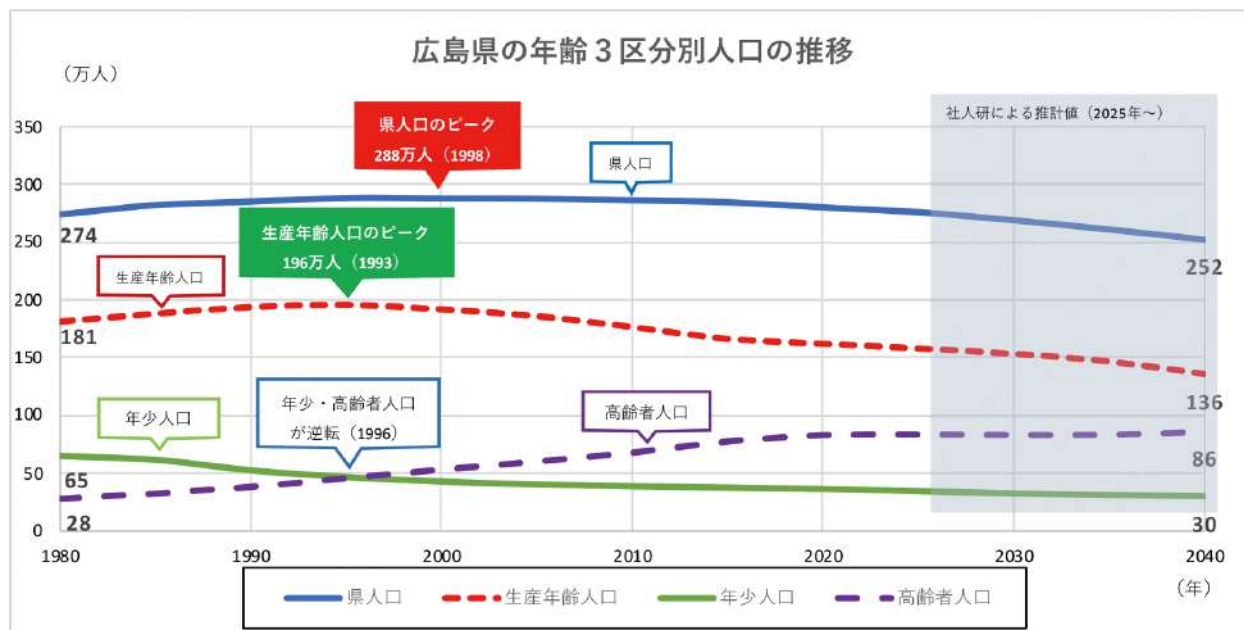
外出の付き添い



介護助手が周辺業務を担うことで人手不足をカバーでき，福祉・介護職員の負担軽減につながり，福祉・介護職員が専門的な業務に専念できるようになることで，サービスの質を高めることをねらいとしています。

介護助手導入促進の背景

県内の人口推移(予測)



参照データ

※昭和55(1980)年から令和2(2020)年までは、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」(各年10月1日現在)

※男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

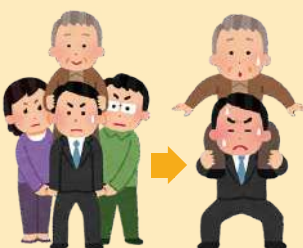
広島県の高齢化率の上昇



広島県の人口は1998(平成10)年をピークとして減少傾向にある一方、高齢者人口の増加が続いています。高齢化率(65歳以上の高齢者が人口に占める割合)は2015(平成27)年国勢調査では27.4%であったものが、2020(令和2)年には29.4%となっています。

また、長期的な推計では、高齢者数は2025年頃、後期高齢者人口は2030年頃、要介護認定者数は2040年頃にピークを迎える見込みです。

現役世代の人口減少



介護を必要とする高齢者が増加する一方で、介護を担う生産年齢人口は減少していき、今後、人材の確保はますます難しくなることが予想されます。

このような状況で、福祉・介護の仕事を職業として選んでもらうことは重要な課題であり、同時に多様な就労者や就労形態を取り入れ、人材を確保していくことも重要となってきています。

「介護助手」導入事業所のメリット

介護助手を雇用したことによるメリットについて、事業所の声を紹介します。

●業務の負担軽減

- ・週3日程度で数時間の勤務だが、食事時間の忙しい時間帯に配膳下膳を担ってもらい助かっている。
- ・介護職員は介護業務の他に居室の清掃や洗濯などの周辺業務があるが、介護助手に担ってもらうことで介護に専念できるようになった。
- ・勤務時間は短いですが、周辺業務を任せられることができるので助かっている。

●職場での影響

- ・指示した仕事を丁寧に行い、指示したこと以外にも自分の考えを提案してくれることで、若い職員の視野が広がっている。
- ・職員が気付きにくいことについて、細やかな報告や相談があり、業務改善につながっている。
- ・衣類整理や掃除など細部にわたって丁寧な仕事をしてくれるため、安心感がある。

●利用者への影響

- ・介護助手が周辺業務を担うことで、介護職員が利用者に寄り添う時間を増やすことができた。
- ・介護職員に加えて介護助手とも関わることで、会話する時間が増え、利用者の笑顔が増えた。
- ・介護助手が入ったことにより、忙しい時間帯でも利用者を待たせてしまうことも減り、利用者からも声をかけやすくなり、積極的にコミュニケーションをとる機会が増えた。



事業所のメリットとして、業務負担の軽減のほか、職場や利用者にも良い影響が出ています。福祉・介護の理解を深めながら働く場の提供は、地域の福祉・介護事業所としての社会貢献にもつながります。

「介護助手」就労者の声

「介護助手」は働く側にとってもメリットがあります。

●介護助手をやってみた理由

- ・介護の資格は持っていないが、以前に両親がお世話になったときに介護の仕事に興味を持ったから。
- ・年齢的にフルタイムの仕事は難しいが数日の短時間勤務であればできると思った。(介護予防にもなる)
- ・定年退職し、時間に余裕ができ、介護の仕事は人の役に立てるのではないかと思った。
- ・体調を崩して働くことに自信を持てないでいたが、短時間でも働くことで自信を取り戻せるのではないかと思った。

●介護助手として働いてみた感想

- ・最初は慣れない仕事で不安や戸惑いもあったが、利用者から笑顔で「ありがとう」と言われたときは喜びとやりがいを感じた。
- ・短時間の勤務なので続けられると思った。また、若いスタッフとも仕事をする中で自分自身もいい刺激を受けていると感じている。
- ・利用者さんだけでなく、職員さんからも助かっているという声掛けをいただき、自分も役に立っていると感じることができ、うれしい気持ちとやりがいを感じている。



フルタイムでは体力的、時間的に働くことが難しい人にとって、ライフスタイルに合った働き方ができること、就労することで社会とのつながりや生きがいを感じている人も多くいます。

「介護助手」を導入する際のポイント

「介護助手」の導入は様々なメリットがある一方で、新しい就労形態を導入する難しさや課題を感じているという意見もあります。

これまでに介護助手を導入した事業所で起こった課題と事業所が工夫した改善点をご紹介します。



① 業務を覚えるのに時間がかかる

起こった課題

- ・毎日出勤するわけではないので、業務に慣れるのに時間がかかった。
- ・同じことを繰り返し、何度も説明が必要となる。

改善のための取組み

- ・理解されるまで、繰り返しのOJTを行っている。
- ・写真やイラストを入れたマニュアルを整備した。(写真に作業内容の説明を記載する等)
- ・介護助手同士で教えあう仕組みを作った。
- ・慣れるまで定期的に声掛けを行い、わからないことを質問してもらいやすい雰囲気をつくることで、定着率が上がった。



介護助手は、高齢の人やこれまで福祉・介護とは全く違う仕事をしてきた人が多く、勤務時間も短いため、新しいことを覚えたり、仕事に慣れるには多くの時間を要することがあります。丁寧な指導や、マニュアルの整備など、わかりやすい伝達方法を工夫することで定着率のアップにもつながります。



② 新しい業務に対応できず、すぐに辞めてしまう

起こった課題

- ・頼んだ仕事を「できない」と言われ、数日で辞めてしまった。
- ・入職前に業務内容は伝えていたが、やってみようとできなかった。

改善のための取組み

- ・最初は業務量を抑えて、余力があるようであれば、本人の能力にあわせて少しずつ時間を延ばしたり、他の業務を依頼する。



介護助手は、初めての福祉・介護事業所で働くこと、また、働くこと自体が久しぶりで不安を感じている場合が多くあります。スムーズに職場に慣れてもらうためには、まずは「これくらいならできる!」と自信をもってもらうことも大切です。



③ 担当業務以外のことを行おうとする

起こった課題

- ・自分の経験や思い込みで担当業務以外のことを独断でしてしまうことがある。
- ・職員が、本来業務以外のことをお願いしてしまうことがあった。

改善のための取組み

- ・事前に業務の切り分けを行い、職員と介護助手の双方に説明する。
- ・その都度、担当業務以外のことはしなくてもよいことを納得いくまで説明する。



介護助手として就労する人は前向きな人も多く、予め専門的な業務と周辺業務の切り分けを行い、職員と介護助手の双方に十分な説明を行うことが重要です。

「介護助手」導入のめざす姿

「介護助手」が適切に導入されることで、福祉・介護に関わるさまざまな関係者が広くメリットを享受することができます。



介護職員

専門性を活かした業務に専念することができ、サービスの質が向上する。



介護助手

生活の張り合いと、家計に余裕を持つことができる。



サービス利用者

サービスの質が向上し、満足度が高まる。



施設・事業所

職員が余裕をもって仕事をする環境整備につながり、職場の定着率の向上、ひいては人材不足の解消につながる。



地域社会

高齢者等の活躍の場を見つけることで、生きがいや自立を支え、共生社会の実現につながる。

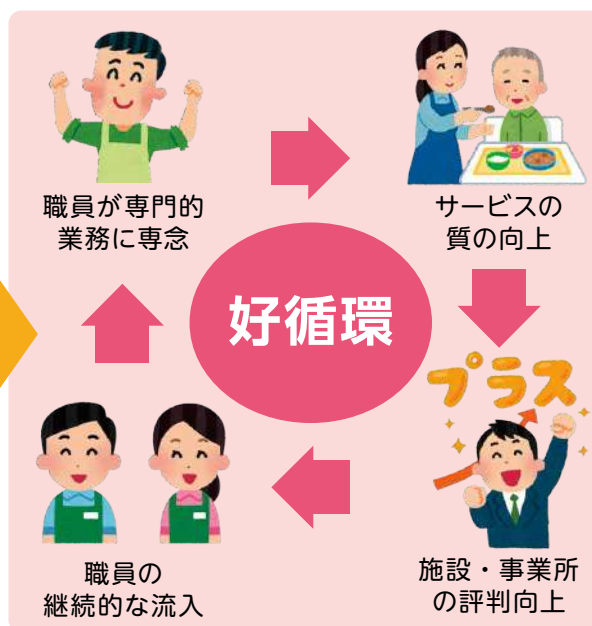
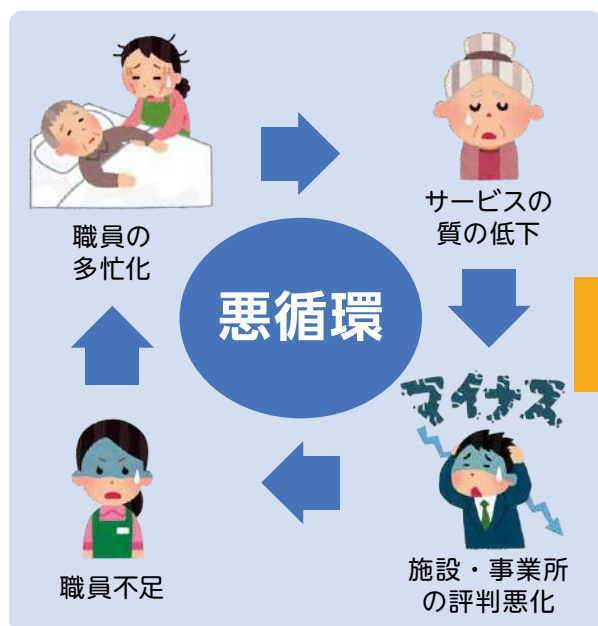
「介護助手」導入で期待される効果

福祉・介護職員の負担を軽減し、サービスの質を高めることと、福祉・介護人材の確保・定着は相互に影響を与えています。

「介護助手」の導入により、職場内で良い影響を与え合う、福祉・介護職場の実現を目指しています。



介護助手を導入すると・・・



「介護助手」導入対象の施設・事業所

● 次の種別に該当する施設・事業所（介護職員が在籍する施設を想定）

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 通所介護 | ⑪ 地域密着型介護老人福祉施設 |
| ② 通所リハビリテーション | ⑫ 認知症対応型共同生活介護 |
| ③ 短期入所生活介護 | ⑬ 認知症対応型通所介護 |
| ④ 短期入所療養介護 | ⑭ 介護医療院 |
| ⑤ 特定施設入居者生活介護 | ⑮ 療養介護 |
| ⑥ 介護老人福祉施設 | ⑯ 生活介護 |
| ⑦ 介護老人保健施設 | ⑰ 共同生活援助（グループホーム） |
| ⑧ 介護療養型医療施設 | ⑱ 施設入所支援 |
| ⑨ 小規模多機能型居宅介護 | ※ ①～⑭は介護保険サービス |
| ⑩ 地域密着型通所介護 | ※ ⑮～⑱は障害福祉サービス |



お問い合わせはこちら

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 福祉人材課（広島県社会福祉人材育成センター）

〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2（広島県社会福祉会館1階）

TEL：082-256-4848

E-Mail：job-mate@hiroshima-fukushi.net

FAX：082-256-2228

URL：https://www.fukushikaigo.net/

「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」制度

認証マークが目印!!



スタンダード認証



プラチナ認証

働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善等の一定の水準を満たしている福祉・介護サービス関連法人を広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が認証し、公表する制度です。この認証を受けてる法人は、職員が安心して長く働くことのできる職場づくりに取り組んでいる優良法人です。

発行日 令和4年3月

発行者 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会
福祉人材課(広島県社会福祉人材育成センター)

〒732-0816

広島県広島市南区比治山本町12-2(広島県社会福祉会館1階)

TEL : 082-256-4848

FAX : 082-252-2133